

①申請について ー全体設計承認ありー 年度をまたぐ場合

【助成金、補助金の2種類があります】両方申請することも、どちらか一方のみを申請することもできます。

①区助成分：国や都の補助金を取りまとめて区から助成金が出ます。

②国直接補助分：①とは別に、国から直接補助金が出ます。

【書類作成時の注意事項】

○申請者とは、管理組合の場合は管理組合理事長、法人の場合は代表取締役等になります。管理組合印や代表印をご使用ください。

○助成金の振込先口座名義は、申請者と同一名義としてください。

○印鑑について、シャチハタは不可です。

まずは、**全体設計承認申請をします。**

①区助成分 全体設計承認申請	1	『特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業 全体設計承認申請書』
	2	『特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業 助成申請書』
②国直接補助分 全体設計承認申請		様式1 改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書
		様式20-1 耐震対策緊急促進事業 全体設計承認申請書
		様式2-1 平成2年度耐震対策緊急促進事業補助金 交付申請書
共通添付書類	3	委任状（代理人が提出する場合のみ）
	4	沿道建築物であることが確認できる書類（地図）
	5	耐震診断結果報告書（概要版）（写）
	6	見積書と明細書（写）×2部（税込みの金額） ※助成金は1,000円未満切り捨てです。助成限度額内であっても、1,000円未満の部分は助成金が出ませんので、ご注意ください。
	7	工程表×2部 ※年度をまたぐことが分かるもの
	8	耐震改修工事費相当分を示す書類 ①見積書及び明細 ②耐震改修設計案
	9	目黒区耐震化助成事業に係る消費税仕入額控除確認書
建替		工事に関する設計図書

+ <以下、該当する欄の書類を添付してください>

共通添付書類		
【個人所有】		『建物全部事項証明書（建物の登記簿謄本）』または建物の所有権を証する書類 6か月以内に発行されたもの
		固定資産税（前年度）に未納がないことがわかる書類（領収書 または 納税証明書）
		住民税（前年度）に未納がないことがわかる書類（領収書 または 納税証明書）
【複数で所有】 （管理組合がない場合など）		所有者全員の『建物全部事項証明書（建物の登記簿謄本）』または建物の所有権を証する書類 6か月以内に発行されたもの
		所有者全員の同意書（全員の氏名・押印）
		代表者の固定資産税（前年度）に未納がないことがわかる書類（領収書 または 納税証明書）
		代表者の住民税（前年度）に未納がないことがわかる書類（領収書 または 納税証明書）
【区分所有・ 管理組合等】		管理組合同規約（写）
		議事録1〈補強設計/耐震改修工事実施 決定時〉※耐震改修決定時は総会の決議
		議事録2〈理事長 決定時〉 ※理事長を選任したことが分かる書類
		管理組合理事長の『建物全部事項証明書（建物の登記簿謄本）』または建物の所有権を証する書類 6か月以内に発行されたもの
		管理組合理事長の固定資産税（前年度）に未納がないことがわかる書類（領収書 または 納税証明書）
【法人所有】		管理組合理事長の住民税（前年度）に未納がないことがわかる書類（領収書 または 納税証明書）
		『建物全部事項証明書（建物の登記簿謄本）』または建物の所有権を証する書類 6か月以内に発行されたもの
		『法人全部事項証明書（法人登記簿謄本）』
		固定資産税（前年度）に未納がないことがわかる書類（領収書 または 納税証明書）
【借地の場合】		『法人住民税納税証明書』（直近の1年分）
		土地の所有者の承諾書
【※所有権が移転されていない場合】		◇①申請者と所有者(故人)との関係性及び②所有者が亡くなった年月日の2点が記載されている戸籍の証明が必要です。本籍が目黒区の方は
		・建物所有者が平成19年6月30日以前に亡くなった場合・・・改正原戸籍謄本 改製原戸籍謄本、戸籍謄本、とも6か月以内に発行されたもの
		・ // 平成19年7月1日以降に亡くなった場合・・・戸籍謄本
		本籍が目黒区以外の方は、それぞれの本籍地の役所に確認してください
		請求者・窓口に来られる方によっては、委任状等が必要になる場合がありますので、確認してください

※まだ契約はできません。

区から契約ができるようになる日を指定します。区から助成決定通知等が届くまでお待ちください。

〈問い合わせ先〉目黒区建築課耐震化促進係（直通）：03-5722-9490